

○大阪市契約規則第3条第1項第7号に

規定する別に定める契約

制定 平成29年10月6日 告示1389

改正 令和8年6月12日 告示802

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第3条第1項第7号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）により契約相手方を決定する契約（当該入札の入札者を相手方とする地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約を含む。）で、その性質上調達・契約システムによる入札の執行が可能なもののうち、別表に掲げる局長または区長が所管する、同表に定める契約（単価契約によるものを除く。）
- (2) 総合評価一般競争入札評価会議開催要綱（平成24年2月29日制定）で定める、就職に向けた支援が必要な人の雇用・就業の促進等、本市の政策課題の解消に寄与することを目的とした総合評価一般競争入札により契約相手方を決定する契約

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和8年7月1日以後に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお従前の例による。

別表

局長又は区長	契約の種類
デジタル統括室長、経済戦略局長、総務局長、市民局長、財政局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、環境局長、都市整備局長、建設局長、大阪港湾局長、消防局長及び教育長	予定価格が2,000,000円を超える契約
その他の局長及び区長	(1) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の契約 (2) (1)以外の契約で、予定価格が1,000,000円を超えるもの（選挙又は投票の執行に係る契約を除く。）